

## 第8節 障害厚生年金（法47）

障害厚生年金の意義は、被保険者が病気や怪我により障害となって労働能力を喪失し、又は制限されたときに所得保障として給付を行うことです。

### 1 障害厚生年金が受けられる条件（原則）

次のいずれの要件も満たしている者に支給されます。

#### (1) 初診日主義

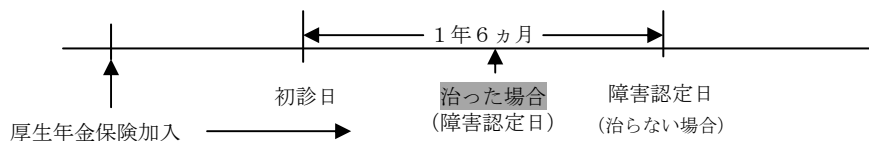
厚生年金保険の被保険者であった間に、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する傷病（以下「傷病」といいます。）について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けている（以下「初診日」といいます。）こと。

#### (2) 障害認定日における障害の程度

初診日から起算して1年6月を経過した日（その日までに傷病が治った場合は、その治った日（症状が固定し治療の効果ができない状態になった日を含みます。）以下「障害認定日」といいます。）に、政令で定める程度の障害の状態に該当すること。

なお、政令で定められている障害の程度を表すものとして、障害等級があり、重度のものから1級、2級及び3級と定められています（令3条の8）。

#### ○ 障害認定日の例示



#### (3) 保険料納付要件

##### ① 保険料納付要件の原則

当該傷病にかかる初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、当該被保険者期間の3分の2以上あること。

##### ② 保険料納付要件の特例（昭和60年改正法附則64I）

初診日が平成28年4月1日前にある傷病による障害については、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければよいこととされています。

ただし、初診日において65歳以上の場合は除かれます。

### 2 特例により障害厚生年金が受けられるとき

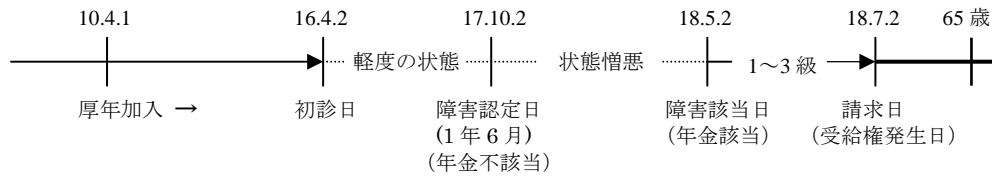
#### (1) 事後重症による障害厚生年金が受けられる条件（法47の2）

厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のある傷病について、その傷病にかかる障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかった者が、その後その傷病による障害の程度が増進し、65歳になる日の前日までの間に政令で定める

程度の障害の状態に該当するようになったときに、その者の請求によって障害厚生年金を受けることができます。これを「**事後重症による障害厚生年金**」といいます。

なお、初診日及び保険料納付要件については、一般的条件（原則）と同じです。

### ○ 事後重症の例示

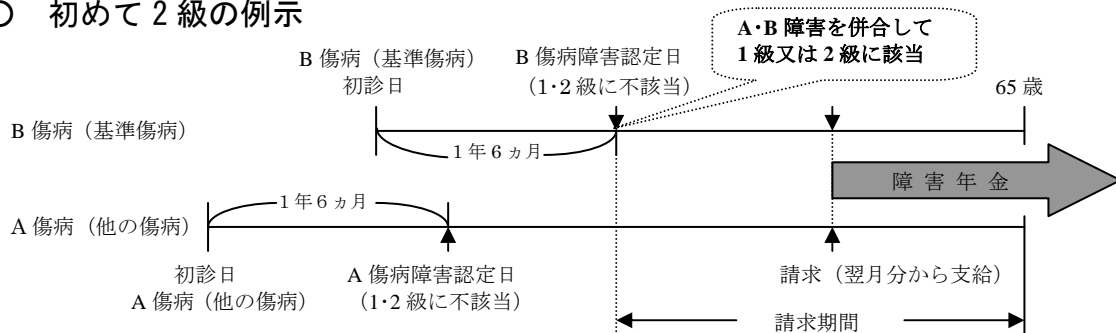


### (2) 初めて2級による障害厚生年金が受けられる条件（法47の3）

厚生年金保険に加入する前に障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態にある者に、新たに厚生年金保険に加入している間に初診日のある傷病（以下「基準傷病」といいます。）が発生し、当該基準傷病の初診日以後65歳になる前日までの間に、それまでの障害と基準傷病による障害の2つの障害を併せると初めて障害等級の2級以上の障害の状態に該当するようになったときに、その者の請求によって障害厚生年金の支給を受けることができます。これを「**初めて2級による障害厚生年金**」といいます。

なお、初診日及び保険料納付要件については、一般的条件（原則）と同じです。

### ○ 初めて2級の例示



## 3 障害の程度（令3の8）

障害厚生年金を支給するため基準として障害の程度（障害等級）が政令で定められています。

1級又は2級の障害厚生年金の障害等級表については、障害基礎年金の国民年金法施行令別表の障害等級表と同一のものとなっていますが、厚生年金保険の独自給付である3級の障害厚生年金及び障害手当金の障害等級表については、厚生年金保険法施行令別表1・2に定められています。

なお、各等級の障害の程度については、概ね次のような障害の状態をいいます。

### (1) 1級の程度

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。

この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは、

「他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度」  
のものをいいます。

## (2) 2級の程度

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、

「必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度」

のものをいいます。

## (3) 3級の程度

### ① 傷病が治癒した場合

「労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度」のものをいいます。

### ② 傷病が治癒しない場合

「労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度」のものをいいます。

傷病が治癒しない場合については、障害手当金に該当する程度の障害の状態（令別表2）である場合であっても3級に該当することとなります。

## 4 障害厚生年金の額（法 50）

障害厚生年金の額は、障害の程度に応じ次のⅠ～Ⅲのように分かれています。障害の程度が1級又は2級に該当する者には、国民年金の障害基礎年金を併せて受けることができます。ただし、3級に該当する者には障害基礎年金が支給されません。

また、障害厚生年金の1級又は2級の年金を受けることができる者には、年金の受給権が発生した当時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者がいるときには、当該配偶者にかかる加給年金額が加算されます。

### Ⅰ 障害の程度が「1級」の障害厚生年金

報酬比例の年金額（老齢厚生年金相当額）の100分の125相当額に配偶者の加給年金額を合計した額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1級の障害厚生年金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{1級の障害基礎年金} \\ \hline \end{array}$$

(報酬比例の額の125/100)                      (2級の障害基礎年金の額の125/100)

### Ⅱ 障害の程度が「2級」の障害厚生年金

報酬比例の年金額（老齢厚生年金相当額）に配偶者の加給年金額を合計した額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{2級の障害厚生年金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{2級の障害基礎年金} \\ \hline \end{array}$$

(報酬比例の額)                                      (2級の障害基礎年金の額)

Ⅲ 障害の程度が「3級」の障害厚生年金（厚生年金保険の独自給付）  
報酬比例の年金額（老齢厚生年金相当額）です。

3級の障害厚生年金

（厚生年金独自の給付）

（報酬比例の額：下支え措置有り）

- **障害厚生年金の下支え（最低保障）**とは、  
障害厚生年金の下支え（最低保障）とは、障害基礎年金が支給されない場合に、障害厚生年金の額が、国民年金の2級の障害基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額に満たないときは、当該額を最低保障（平成21年度額：594,200円）として支給する仕組みです（法50Ⅲ）。
- ① **3級の障害厚生年金**は、厚生年金独自の給付であり、障害基礎年金が支給されません。このため、平均標準報酬月額等が低いときなど当該年金額が低額となってしまうことから、下支えの措置がとられています。
- ② **65歳以後の被保険者期間中に初診日のある傷病により、当該傷病の障害認定日において1級又は2級の障害の程度に該当し、当該等級の障害厚生年金の受給権が発生した場合、初診日において国民年金の被保険者（第2号被保険者）でないため、障害基礎年金が支給されません。**このため、3級の障害厚生年金と同様に下支えの措置がとられています。

(1) 障害厚生年金の額の計算

障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の額（報酬比例の額）の計算の例によって算出することとされています。

なお、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間については、原則として、障害認定日の属する月（受給権発生日の当月）までの被保険者期間を基礎として計算します（法51）。

① 被保険者期間の全部又は一部が平成15年4月前の場合（平成12年改正法附則20）

I 平成16年改正の水準による計算

報酬比例の額＝（A：総報酬制前の被保険者期間分＋B：総報酬制後の被保険者期間分）

A：総報酬制前（平成15年3月まで）の被保険者であった期間分

Aに係る平均標準報酬月額（注1）×7.125（給付乗率）（注1）／1000  
×Aの被保険者期間の月数（注2）

B：総報酬制後（平成15年4月以後）の被保険者であった期間分

Bに係る平均標準報酬額（注1）×5.481（給付乗率）（注1）／1000  
×Bの被保険者期間の月数（注2）

注1：A及びBの計算式における取扱いは、老齢厚生年金の額を計算する場合と同様になっています。（第6節参考図2・3参照）

ただし、給付乗率については、生年月日に応じた乗率を読み替える措置はなく、全て同じ率となっています。

注2：被保険者期間の月数が300月（25年）に満たない者の場合、300を全被保険者期間の月数で除して得た率を上記の計算式で算出した額に乗じて、300月に引き上げます（法50I、平成12年改正法附則20III）。

$$\begin{aligned} & \text{○ 月数が300（25年）に満たない場合の計算} \\ & \quad \langle \text{報酬比例の額（A+B）（前記計算式で得た額）} \rangle \\ & \quad \times \langle 300 \div (\text{Aの月数} + \text{Bの月数}) \rangle \end{aligned}$$

## II 平成12年改正の水準による計算（平成12年改正法附則21）

前記Iの計算によって算出された額が、次の計算式で算出した額を下回る場合には、次の計算式で算出した額が報酬比例の額となります（平成12年改正法附則21I）。

$$\begin{aligned} \text{報酬比例の額} = & (\text{C:総報酬制前の被保険者期間分} + \text{D:総報酬制後の被保険者期間分}) \quad (\text{注1}) \\ & \times 1.007 \quad (\text{従前額改定率:注3}) \end{aligned}$$

C：総報酬制前（平成15年3月まで）の被保険者であった期間分

$$\begin{aligned} & \text{Cに係る平均標準報酬月額} \quad (\text{注1}) \times 7.5 \quad (\text{給付乗率}) \quad (\text{注1}) \div 1000 \\ & \quad \times \text{Cの被保険者期間の月数} \quad (\text{注2}) \end{aligned}$$

D：総報酬制後（平成15年4月以後）の被保険者であった期間分

$$\begin{aligned} & \text{Dに係る平均標準報酬額} \quad (\text{注1}) \times 5.769 \quad (\text{給付乗率}) \quad (\text{注1}) \div 1000 \\ & \quad \times \text{Dの被保険者期間の月数} \quad (\text{注2}) \end{aligned}$$

注1：C及びDの計算式における取扱いは、老齢厚生年金の額を計算する場合と同様になっています。（第6節参考図2・3参照）

なお、給付乗率については、生年月日に応じた乗率を読み替える措置はなく、全て同じ率となっています。

注2：被保険者期間の月数が300月（25年）に満たない者の場合、300を全被保険者期間の月数で除して得た額を上記の計算式で算出した額に乗じて、300月に引き上げることとしています（法50I、平成12年改正法附則20III）。

注3：1.007（従前額改定率：平成21年度）は、原則、毎年度改定される予定です（平成21年改定政令第93号5I）。

## III 平成6年改正の水準による計算（平成16年改正法附則27）

平成16年改正による特例措置により、前記I又はIIの計算式によって算出された額が、次の計算式で算出した額を下回る場合には、次の計算式で算出した額が報酬比例の年金額となります。

$$\text{報酬比例の額} = (\text{C:総報酬制前の被保険者期間分} + \text{D:総報酬制後の被保険者期間分}) \text{ (注1)} \\ \times 1.031 \times 0.985 \text{ (注2)}$$

注1：特例措置による年金額の計算については、前記「Ⅱの平成12年水準の計算」と同様な取扱いになっています。

注2：0.985（スライド率：平成21年度）は、次のように読み替えられ、原則、毎年度改定される予定です（平成16年経過措置政令第298号4）。

- 平成14年1月以後の被保険者期間のみの場合、「0.985」を「0.994」に
- 平成15年1月以後の被保険者期間（平成17年1月以後の被保険者期間のみの場合を除く。）のみの場合は、「0.985」を「0.997」に
- 平成17年1月以後の被保険者期間のみの場合は、「0.985」を「1」に

## ② 被保険者期間の全部が平成15年4月以後のみの場合（平成12年改正法附則20）

### I 平成16年改正の水準による計算

$$\text{平均標準報酬額 (注1)} \times 5.481 \text{ (給付乗率) (注1)} / 1000 \times \text{被保険者期間の月数 (注2)}$$

注1：平均標準報酬額を計算するときの特例などについては、平成15年3月までの期間を有する者の額を計算する場合と同様になっています。

注2：被保険者期間の月数についても同様な取扱いになっています。

### II 従前額保障（平成16年改正前）の計算（平成12年改正法附則21）

前記Iの計算式によって算出された額が、次の計算式で算出した額を下回る場合には、次の計算式で算出した額が報酬比例部分の額となります（平成12年改正法附則21Ⅱ）。

$$\text{平均標準報酬額 (注1)} \times 5.769 \text{ (給付乗率) (注1)} / 1000 \\ \times \text{被保険者期間の月数} \times 1.007 \text{ (従前額改定率: 注2)}$$

注1：平均標準報酬額を計算するときの特例などについては、平成15年3月までの期間を有する者の額を計算する場合と同様になっています。

注2：被保険者期間の月数、従前額改定率についても同様な取扱いになっています。

## 5 加給年金額（法50の2）

1級又は2級の障害厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者があるときは、障害厚生年金の額に加給年金額（平成21年度：227,900円）が加算されます。ただし、子に係る加給年金額は、障害基礎年金に加算され、障害厚生年金には加算されません。

なお、加給年金額の対象者となるための要件、加算額などについては、老齢厚生年金と同様となっています。

## 6 障害厚生年金の支給期間

障害厚生年金の支給期間は、障害の認定を受けた日（障害認定日）の属する月の翌月から死亡した月又は障害の程度が3級よりも軽くなった（障害等級に該当する程度の状態でなくなった）月まで支給されます。

## 7 年金額の改定（法 52）

障害厚生年金は、傷病により一定の障害の状態にあるときに支給することとされているため、原則、毎年度1回、社会保険庁長官はその支給事由となった傷病について社会診査することとされており、その診査の結果、当該傷病の障害の程度が重くなったり（増額）、軽くなったとき（減額）は、年金額が改定されます。

また、当該年金の受給権者は、障害の程度が重くなったときには年金額の改定を請求することができます。ただし、この請求は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は社会保険庁長官の診査を受けた日から1年を経過しなければすることができないことになっています。

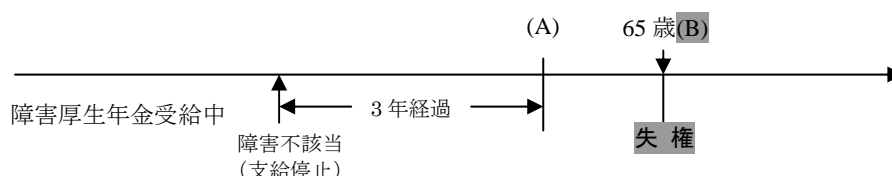
## 8 障害厚生年金の失権（法 53）

障害厚生年金の受給権は、次のいずれかに該当したときに消滅します。

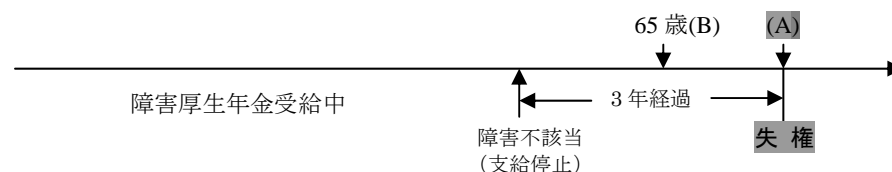
- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった（3級未満）日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い方が到来したとき
- (3) 併給の調整に該当したとき

### (2)の失権事由の例示

#### ◎ 65歳に達したとき（B）が遅い場合



#### ◎ 障害不該当から3年経過した日（A）が遅い場合



## 9 障害厚生年金の支給停止（法 54）

### (1) 職務上の事由による支給停止

障害厚生年金については、傷病の発生の原因（職務上・外）の如何を問わず、支給されるため、同一の傷病について、他の制度から給付を受けられる場合には支給

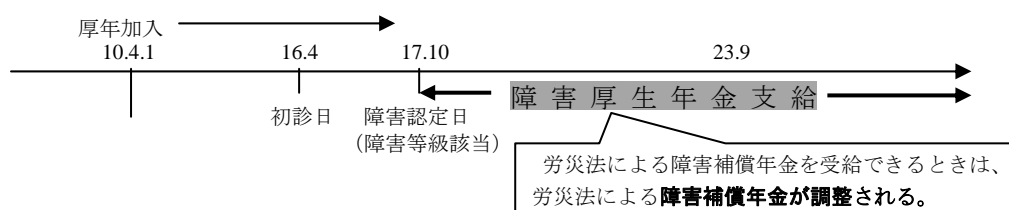
の調整をすることとされています。

なお、調整（支給停止）方法については、次のようになってします。

### ① 労働者災害補償保険法（労災法）による給付が受けられる場合

障害厚生年金の受給権者が、同一の傷病について職務上の事由（通勤災害を含む。）により労働者災害補償保険法（労災法）による障害（補償）年金を受けられることができるときは、障害厚生年金は全額支給され、労災法から支給される年金が調整されます。

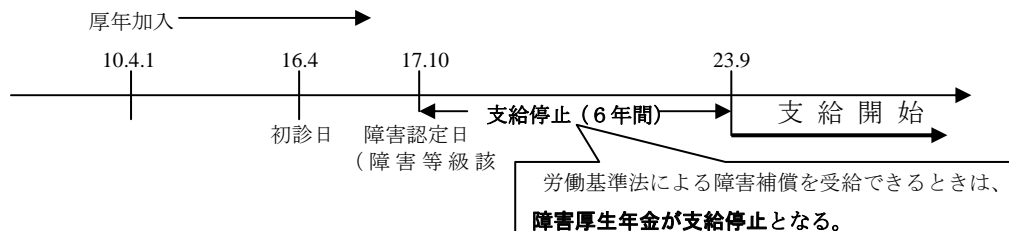
#### ○ 労災法による職務上の事由による障害（補償）年金が受けられるときの例示



### ② 労働基準法による障害補償を受けられる場合

障害厚生年金の受給権者が、同一の傷病により労働基準法（労基法）による障害補償給付を受けられることができるときは、6年間支給が停止され、7年目から受けることができます。

#### ○ 労基法による職務上の事由による障害補償が受けられるときの例示



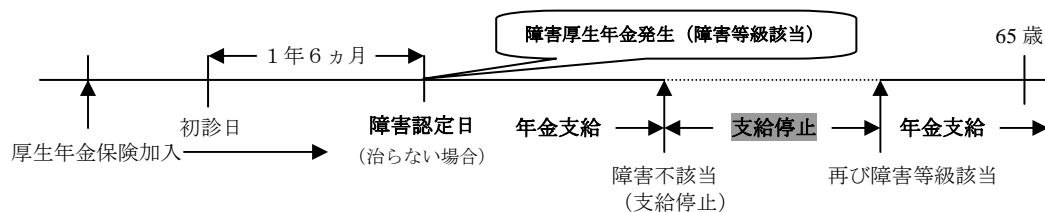
### ③ 船員保険法による障害年金を受けられる場合

障害厚生年金の受給権者が、同一の傷病について職務上の事由（通勤災害を含む。）により船員保険法による障害年金を受けられることができるときは、労働者災害補償保険法と同じように障害厚生年金は全額支給され、船員保険法から支給される年金が調整されます。

#### (2) 障害回復による支給停止

障害の程度が3級程度より軽くなった場合、65歳に達するまでの期間については障害厚生年金の支給を停止することとし、その間に再び障害の程度が重くなって3級程度以上になったときには、年金の支給を再び支給することとしています。ただし、再び悪化しないで65歳に達したときは、障害厚生年金の受給権は消滅します。

## ○ 障害回復による支給停止の例示



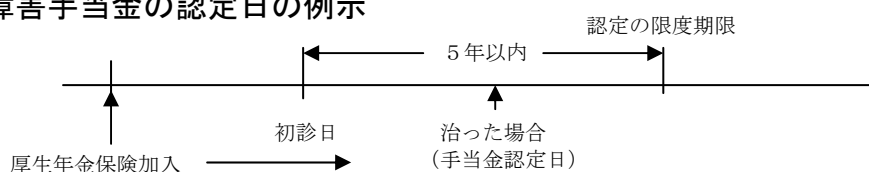
## 10 障害手当金 (法 55・56)

### (1) 障害手当金 (一時金) が受けられる条件

障害手当金は、厚生年金保険の被保険者であった間に初診日がある傷病により、その初診日から起算して5年を経過するまでの間にその傷病が治った日 (症状が固定して治療の効果が期待できない状態になった日を含みます。)において、一定の障害の状態 (政令で定める程度) にある場合に支給されます。(令 3 の 9、令別表 2)

なお、保険料の納付要件については、障害厚生年金の場合と同様となっています。

### ○ 障害手当金の認定日の例示



### (2) 障害手当金の額 (法 57)

#### ① 障害手当金の額の計算

障害手当金の額は、老齢厚生年金の額 (報酬比例の額) を算出するときと同様に、次の計算式によって算出した額 (報酬比例の額の 2 倍) が支給されます。

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481 \text{ (給付乗率)} \div 1000 \times \text{被保険者期間の月数 (注)} \times \frac{200}{100}$$

(注) 被保険者期間の月数が 300 月に満たない者の場合、障害厚生年金の額を計算するときと同様に 300 として計算されます。

#### ② 障害手当金の額の下支え (最低保障)

障害手当金の額が、国民年金法による 2 級の障害基礎年金の額の 4 分の 3 に 2 (2 倍) を乗じて得た額に満たないときは、当該額 (最低保障) を支給することとしています。

#### ○ 計算式

$$\{ (2 \text{ 級の障害基礎年金の額 (平成 16 年改正額)} \times 1.006 \text{ (改定率: 平成 21 年度)}) \times 3/4 \} \times 2$$

$$\text{下支え (最低保障) 額 (平成 21 年度額)} = \underline{\underline{1, 178, 400 \text{ 円}}}$$